

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>藤倉吉田線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二五三三番一地从先から同郡同町藤倉字薬沢二四六八番一地从先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年六月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六五・四〇メートル</p>	<p>備考</p>